

(意見書案第17号)

緊急経済対策の早期実施を求める意見書

各地方自治体においては9月議会までに、平成21年度第1次補正予算による経済対策の執行を前提とした補正予算を編成し、国からの交付・執行に備えていた。

ところが、政府が平成21年度補正予算から約3兆円の執行停止を決定したことにより、地方議会では予算の減額補正を迫られ、その影響が直接・間接的に国民生活に及ぶことはもはや避けられない状況にある。

よって、政府においては、来年4月までの間、平成21年度第1次補正予算の施行停止によって生じる約半年間の経済対策の空白を避けるためにも、早急に平成21年度第2次補正予算を編成し、緊急経済対策のため下記事項について早期に実行するよう強く要望する。

記

- 1 中小企業を支援する緊急保証制度等の十分な枠の確保など、景気を安定軌道に乗せるための施策の充実に取り組むこと。特に昨年10月末に実施された「緊急保証制度」のうち、元本返済猶予期間が1年の分について、速やかに猶予期間を延長すること。
- 2 「雇用調整助成金」制度を維持するための予算確保、「訓練・生活支援給付」の恒久化とともに、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策、就職先が決まつていない来春の高校、大学の新卒者対策を行うこと。
- 3 「エコポイント制度」について、温暖化対策などの検証もしつつ、手続きの簡略化や対象品目の拡大などを検討し、継続すること。
- 4 学校施設などへの太陽光パネルの設置を初めとしたエコ改修や耐震化、バリアフリー化など、社会资本ストックの保全事業の前倒し実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年12月11日

釧路市議会

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 } 宛